

# 『県立身延高等学校野球部後援会 会則』

- 第 1 条 本会は「身延高校野球部後援会」と称し、事務局を、南巨摩郡身延町梅平1201-2、山梨県立身延高等学校に置く。
- 第 2 条 本会は身延高等学校野球部の育成強化と選手の資質・技術向上のため物心両面にわたる援助を行い、以て野球部の振興を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は目的を達成するため、次の事業を行う。  
1) 野球部の振興のための助成と後援。  
2) 選手強化のため外部コーチの招へい斡旋等。  
3) 選手層拡大のための対策の検討。  
4) その他必要と認められた事項。
- 第 4 条 本会は第 2 条の目的に賛同した者を以て会員とする。
- 第 5 条 本会に次の役員をおく。  
相談役...若干名、会長... 1 名、副会長... 5 名、理事... 若干名、監事... 3 名  
事務局員... 若干名（庶務会計を含む）
- 第 6 条 本会の理事は本校野球部OB会、本校同窓会、本校PTA、本校野球部保護者会、及び一般の愛好者よりそれぞれ若干名ずつ推薦された者を委嘱し、相談役は総会において推挙された者を会長が委嘱する。
- 第 7 条 各地区に支部をおき、支部長、副支部長をおく。
- 第 8 条 本会の会長及び副会長は理事の推薦とし、任期は2年として留任をさまたげないものとする。但し、推薦母体の役員を退任した場合には、任期中途で新任者を充てることができる。この場合の任期は前任者の残任期間とする。事務局員は、会長の指名とする。
- 第 9 条 監事は理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 第 10 条 本会の定期総会は毎年6月に開催する。但し、会長が必要と認めるときは臨時に総会を開くことができ、理事会を以て総会に替えることができる。
- 第 11 条 理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 第 12 条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。
- 第 13 条 本会の運営費は、会員の会費及び寄付金を以てこれに充て、毎年定期総会において、収入・支出の承認を求めるものとする。
- 第 14 条 本会則の変更は総会の決議によらない限りこれを行うことはできない。
- 附 則 本会則は昭和60年6月11日より施行する。  
平成17年6月15日一部改訂  
平成24年6月26日一部改訂